

一戸町公共下水道事業経営戦略

団 体 名 : 一戸町

事 業 名 : 一戸町公共下水道事業

策 定 日 : 平成 28 年 12 月

計 画 期 間 : 平成 28 年度 ~ 令和 7 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成14年度、(17年経過)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	地方公営企業法非適用企業 令和6年4月適用予定
処理区域内人口密度	17.9人/ha	流域下水道等への 接続の有無	単独公共下水道
処 理 区 数	1(一戸処理区)		
処 理 場 数	1(一戸町終末処理場)、汚水管延長44km		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1			

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	下水道の使用料体系は、従量制、定額制、水道料金比例制、水質使用料制などに大別され、従量制には使用水量の増加に従って単価を高くする累進制をとる体系があります。 当町の下水道事業は、基本料金に従量料金の累進制を組み合わせた料金体系をとっています。				
	(単位:円/月、円/m ³ 、税抜き)				
		基本水量	基本料金	超過料金	
	一般用	10tまで	1,800円	200円	
	営業用	10tまで	2,300円	255円	
	浴場用	200tまで	23,400円	120円	
	臨時場	10tまで	3,870円	355円	
業務用使用料体系の 概要・考え方					
その他の使用料体系の 概要・考え方					
条例上の使用料*2 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成28年度	4,100 円	実質的な使用料*3 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成28年度	4,930 円
	平成29年度	4,100 円		平成29年度	4,930 円
	平成30年度	4,100 円		平成30年度	4,930 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	3名
事業運営組織	<p>建設部水環境課下水道係、配置人員3名</p> <p style="text-align: center;">組織図</p> <pre> graph TD A[水環境課長] --> B[課長補佐] B --> C[副主幹兼主任技師] C --> D[下水道係長] D --> E[係員] </pre>

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道施設維持管理委託 ・公共下水道使用料収納委託 ・水道水メーター検針委託 ・処理場運転管理運営支援委託 ・ストックマネジメント計画策定委託 ・電気工作物保安全管理委託料 ・産業廃棄物処分委託料 ・消防設備保守点検委託
	イ 指定管理者制度	
	ウ PPP・PFI	
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。
 *5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表を添付すること。

※別紙のとおり

(4) 下水道事業を取り巻く環境の変化

人口減少社会の到来により、当町をはじめ地方自治体を取り巻く環境は急激に変化しており、一般会計からの財政支援に頼ってきた下水道事業を取り巻く状況も、厳しさを増しています。また、下水道への加入促進、下水道施設の維持更新等の課題を抱えています。

表1 日本の地域別将来人口推計値(平成30年3月)

年次	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)	令和7年 (2025)	令和12年 (2030)	令和17年 (2035)	令和22年 (2040)	令和27年 (2045)
一戸町(人)	12,919	11,663	10,451	9,336	8,297	7,285	6,299

① 人口減少社会の進展

国勢調査による平成27年の当町の人口は12,919人となっており、昭和30年の26,581人をピークに減少を続けています。国立社会保障・人口問題研究所より示されている将来人口(平成30年3月推計値)は表1のとおりで、今後も減少していくことが見込まれています。人口減少は下水道使用料の減収を招き、また下水道事業の経営や施設管理の現場を担う人材不足により、持続的な下水道サービスの提供に影響が出ることが予想されます。

② 特別会計・企業会計の経営健全化

下水道事業などの特別会計及び上水道の企業会計は、一般会計において負担すべき経費を除き、本来、特定の収入で運営する独立採算性が基本ですが、下水道事業会計などの特別会計では、一般会計からの赤字補てん的な繰入金(一般会計側から見れば繰出金)を一部財源として運営してきました。これら一般会計から特別会計への繰出金は、町財政を圧迫する要因にもなることから、経営の見直しを行い、一般会計からの繰出金を最小限に抑えなければなりません。表2は、平成24年度～30年度の使用料収入、維持管理費、汚水処理費等の推移を示したものです。経費回収率(使用料で回収すべき経費をどの程度使用料で賄えているかを表した指標)を見てみると、すべての年度において30～50%前後となっており、使用料収入で汚水処理費用を賄えていない状況です。

表2 使用料収入、汚水処理費、一般会計繰入金等の推移

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
使用料収入(千円)	68,926	70,598	73,020	72,635	73,068	72,401	72,684
維持管理費(千円)	47,560	83,815	74,841	73,644	57,419	71,892	66,848
汚水処理費(千円)	216,214	156,620	144,077	166,461	146,606	153,967	147,873
一般会計繰入金(千円)	12,721	70,384	84,793	127,041	119,276	118,755	113,486
年間有収水量(m ³)	287,517	294,186	296,913	295,028	296,228	293,783	294,975
使用料単価(円/m ³)	239.7	240.0	245.9	246.2	246.7	246.4	246.4
汚水処理原価(円/m ³)	752.0	532.4	485.2	564.2	494.9	524.1	501.3
経費回収率(%)	31.9	45.1	50.7	43.6	49.8	47.0	49.2

※ 使用料単価(円/m³) = 使用料収入 ÷ 年間有収水量 (有収水量1m³あたりの使用料収入)

汚水処理原価(円/m³) = 汚水処理費 ÷ 年間有収水量 (有収水量1m³あたりの汚水処理費)

経費回収率(%) = 使用料単価 ÷ 汚水処理原価 × 100

(下水道経営は、経費の負担区分を踏まえて汚水処理全てを使用料によって賄うことが基本原則とされている。)

③長期的な視点

今後は人口減少、節水志向、施設の老朽化がさらに進むことが見込まれるため、収支の悪化が懸念されます。持続的に下水道サービスを提供していくためには、経営の現状を客観的に把握して、将来の見通しを明らかにした上で、経営基盤を強化する取り組みが重要となってきます。このため、人口減少などの変化を踏まえ、長期的な収支バランスを見通した収支計画により、事業を進めていきます。

2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

処理区域内人口の予測にあたっては、平成28年度に策定した一戸町污水処理施設概成アクションプランを根拠として算定しています。事業計画区域内の整備は概ね完了しており、事業区域を拡大する予定はないため、行政区人口の減少とともに減少していく見込みです。

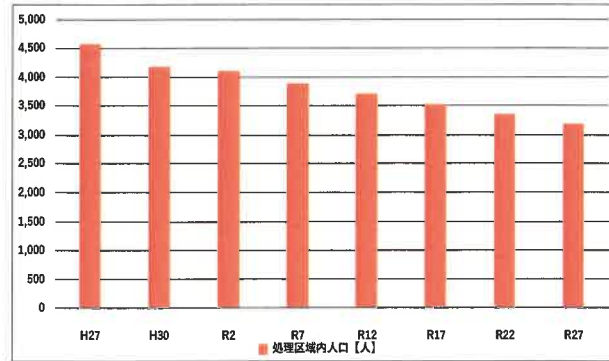
【算出方法】

処理区域内人口 = 前年度処理区域内人口 × 行政人口減少率

行政人口減少率 = 当該年度行政人口 ÷ 前年度行政人口

※平成27年度、平成30年度は決算値となります。

表3 処理区域内人口の推移



(2) 有収水量の予測

区域内人口の減少に伴い、水洗化人口も減少すると見込まれます。また、それに伴って有収水量も減少していく見込みとなっています。

【算出方法】

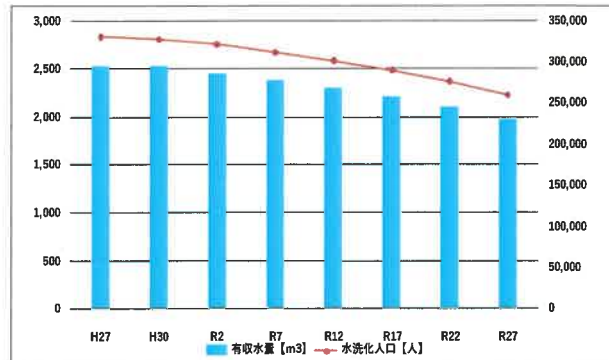
有収水量 = 水洗化人口 × 直近過去5年の1人あたりの有収水量の平均値 (104m³)

水洗化人口 = 前年度水洗化人口 × 行政人口減少率 + 新規接続人口

新規接続人口 = 新規接続世帯 (20世帯) × 当該年度の行政平均世帯人口

※平成27年度、平成30年度は決算値となります。

表4 有収水量と水洗化人口の推移



(3) 使用料収入の見通し

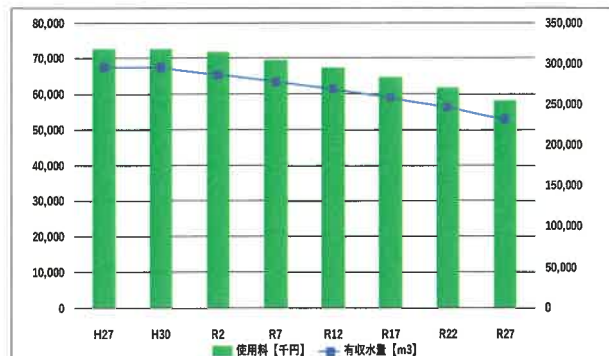
処理区域内人口、水洗化人口及び有収水量の減少に伴い、使用料収入も年々減少する見込みとなっています。人口減少や節水型トイレの普及等により有収水量は減少し、使用料収入は減少することが見込まれるため、将来的には使用料改定を検討する必要があります。

【算出方法】

使用料収入 = 直近過去5年の1m³あたりの使用料単価の平均値 (増税前: 246円、増税後: 251円) × 有収水量

※平成27年度、平成30年度は決算値となります。

表5 使用料と有収水量の推移



(4) 施設の見通し

下水道事業は、全体計画、事業計画に基づいて整備を進め、事業計画区域の整備は概ね完了しています。今後は新たに事業区域を拡大する予定はなく、ストックマネジメント計画に基づいて処理場・ポンプ場のプラント機械・電気設備の更新や長寿命化を行う予定です。令和元年度にストックマネジメント計画を策定し、令和2年度から6年度で対象機器の更新等を行います。

(5) 組織の見通し

当町では現在、下水道事業を職員3名で担当しており、今後も適切な下水道事業を行っていくために、適切な職員数を確保することなどの人員管理が必要となります。

3. 経営の基本方針

- 「水環境の改善」に取り組み、町民がいつまでも安心して暮らせる「快適で安全・安心な町民生活の確保」を図ります。
- 下水道施設の効率的な維持管理を通じ、下水道サービスを持続的に提供します。これに不可欠な財政基盤を健全性、収益性、効率性の観点から強化するとともに、経営資源を人材・技術・財源と幅広くとらえ、これらの確保に努めます。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	ストックマネジメント計画により、終末処理場の設備の計画的な更新を行い、投資の平準化を図ります。
-----	---

下水道事業は、全体計画、事業計画に基づいて整備を進め、事業計画区域の整備は概ね完了していますが、令和2年度より管渠工事と終末処理場の更新工事等を実施する予定です。

○管渠工事

県が実施する都市計画道路事業に係る管渠移設の設計委託及び工事を実施します。

令和2年度 管渠移設設計委託
委託費：8,250千円(概算見込み)

令和3年度から7年度 管渠移設工事
工事費：72,000千円(概算見込み)

※工事費は設計委託により変更となります。

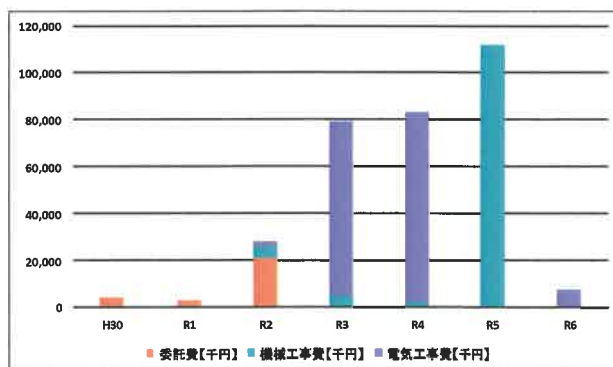
○終末処理場の更新工事等

今後は、ストックマネジメント計画に基づき、処理場のプラント機械・電気設備の更新や長寿命化を計画的に行う予定です。ストックマネジメント計画は令和元年度に策定予定としており、現時点での計画は以下の表6、7のとおりです。

表6、7 スtockマネジメント計画に係る事業費

(単位：千円)

年度	作業項目	金額
H30年度	ストックマネジメント計画策定業務委託	4,623
R元年度		3,316
R2年度	実施設計業務委託	21,032
	更新工事(機械：2機、電気：1機)	6,943
R3年度	更新工事(機械：1機、電気：3機)	79,442
R4年度	更新工事(機械：1機、電気：4機)	83,545
R5年度	更新工事(機械：1機)	111,870
R6年度	更新工事(電気：1機)	7,898



② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	経費回収率を向上できるよう、戸別訪問や出前講座の実施、広報等による周知を継続し、使用料収入の増収と汚水処理費用の抑制削減に努めます。
-----	--

○収益的収入

主な収益的収入は、営業収益の料金収入、営業外収益の他会計繰入金、地方公営企業会計移行業務に係る地方債となっています。そのうち料金収入については、今後の人口減少や節水型便器の普及により、減収は避けられないと想定していますが、整備済区域における水洗化率の向上に努めることで減少を抑えていきたいと考えています。

そのため、今回の計画期間内では水洗化促進を優先する課題と捉え、使用料の改定を見込んでいません。将来的には必要性、実施時期や改定内容について慎重に判断し、改定する場合は利用者に対して十分な説明と理解を得ることが必要と考えています。

また、他会計繰入金については、公営企業の原則である独立採算の考えのもと、国が示す繰出基準に基づく繰入となっています。

○資本的収入

管渠工事及び終末処理場の更新工事等により、国庫補助金、県補助金、地方債を算出し、経営の安定を図るため他会計補助金(一般会計繰入金)を見込んでいます。

【諸収入の積算の考え方】

国庫補助金 現行の国庫補助制度による
 県補助金 管渠移設設計委託にかかる費用分
 地方債 収益的収支は事業費分、資本的収支は国庫補助金の補助裏
 繰入金 繰入基準等を基に算出

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

処理場における光熱水費、薬品費などの維持管理費は、適切な汚水処理を行うには必要不可欠な経費です。施設の老朽化に伴い、維持管理費の増加が予想されるので、資産の長寿命化にも力を入れ、計画的な修繕や設備更新を行い、経費の抑制削減を目指します。

【投資以外の経費の積算の考え方】

人件費	前年度の費用×直近過去5年の平均伸び率
維持管理費	過去の実績や人口減少に伴う有収水量の減少などを反映

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	隣接している市町村の下水処理場や、当町の農業集落排水施設との距離が遠いため、今後も単独で行うこととします。
投資の平準化に関する事項	ストックマネジメント計画により、更新投資の山を均して平準化を図ります。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	
その他の取組	

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	下水道事業は、地方財政法第6条の規定により特別会計を設け、その経費は当該企業の経営に伴う収入をもって充てなければならないものとされています。 今後も下水道事業を安定的に供給し続けるためには、使用料収入による汚水処理原価の回収率を高めることで、一般会計からの繰出金に過度に依存せず、長期的に自立安定した経営基盤を築く必要があります。昨今の厳しい財政状況の中、可能な限り使用料収入により汚水処理原価を回収する必要があります。 下水道使用料の適正化を進めることは、町の財政にとっても重要な事なので、総務省の「下水道事業経営指標・下水道使用料の概要」のデータを活用して改善策を検討します。
資産活用による収入増加の取組について	下水道は資源の宝庫といわれていますが、一例として下水処理の過程で発生する汚泥の建設資材・肥料等への再利用、下水道処理水の雑用水利用、下水の持つ熱エネルギーの地域冷暖房等への利用があげられます。 下水道事業に係る資源、資材の有効活用を図ることも重要ですが、公営企業としてコストバランスの方が重要であるため、今後の課題とします。
その他の取組	

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	下水道事業を取り巻く経営環境は年々厳しいものとなっており、指定管理者制度、PPP/PFIなどの民間手法の導入や活用を行うことで、事業の効率化・活性化を検討する必要があります。
職員給与費に関する事項	地方財政を取り巻く環境が非常に厳しくなっている現在、町民サービスの向上と人件費のバランスを考慮しつつ、最小限の人員で最大のサービスの提供ができるよう定員適正化に取り組めます。
動力費に関する事項	処理場における動力費、薬品費、修繕費などの維持管理費は、汚水処理には欠かせないものなので、町の汚水処理の効率化を図るため、総合的な管理運営に努めます。
薬品費に関する事項	
修繕費に関する事項	
委託費に関する事項	
その他の取組	平成27年1月に総務省より公営企業会計適用に関する通知があり、人口3万人以上の団体については平成27年度から令和元年度までを集中取組み期間とし、令和2年4月に法適化するべきとされていましたが、平成31年3月の通知により人口3万人未満の団体においても、令和2年度から令和5年度までを集中取組み期間とし、令和6年4月までにできる限り法適化するよう要請がありました。 当町では、令和2年度より法適化に係る業務に取組み、令和6年4月までの適用を目指して準備を進めていきます。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、 改定等に関する事項	<p>経営戦略の進捗管理は各年度末に行い、見直しは5年毎に行います。その場合の視点は平成31年3月29日付総務省通知の経営戦略策定・改定ガイドラインおよび経営戦略策定・改定マニュアルを基本とします。</p> <p>また、下水道事業は公営企業であるので説明責任があります。使用料は公共料金で住民生活に密接に関連するものなので、その算定根拠、事業経営状況、経費削減等の経営努力等についての情報を公開して透明性を確保します。</p>
-------------------------	---

経営比較分析表（平成29年度決算）

岩手県 一戸町

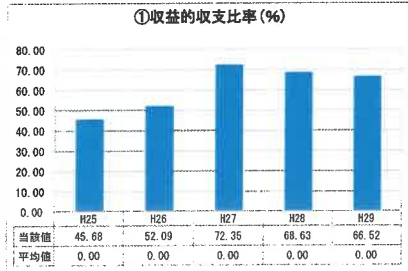
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	公共下水道	Cd2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20㎡当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	33.94	100.00	4,100

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
12,830	300.03	42.76
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
4,259	2.33	1,827.90

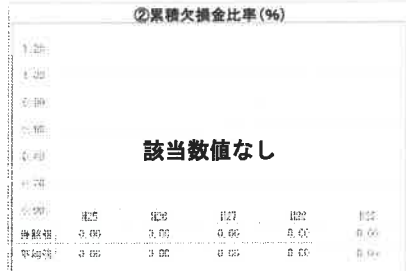
グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 【】 平成29年度全国平均

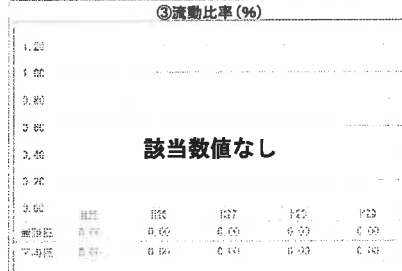
1. 経営の健全性・効率性



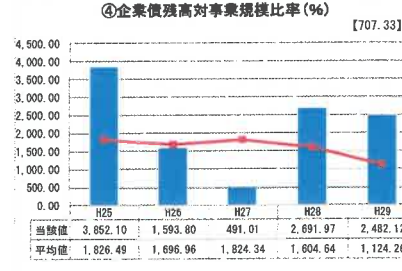
「単年度の収支」



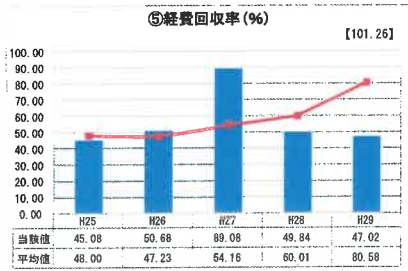
「累積欠損」



「支払能力」



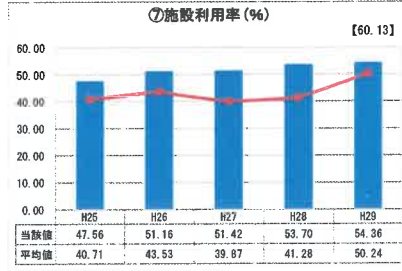
「債務残高」



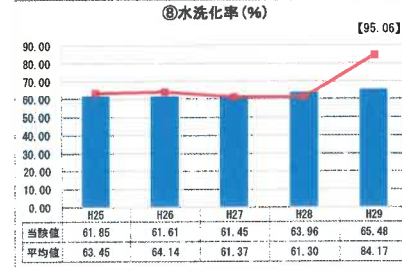
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」

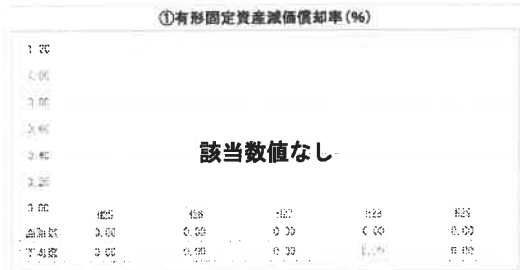


「施設の効率性」

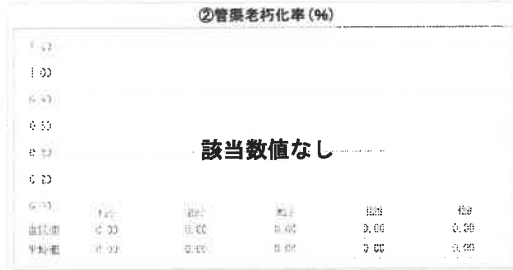


「使用料対象の捕捉」

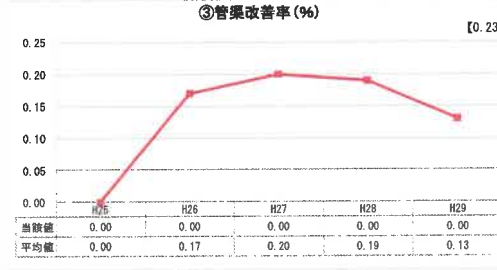
2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①収益的収支比率により、当該年度は赤字であることを示しており、昨年度よりも比率はやや減少している。今後は地方債償還金が減少傾向となることから、使用料収入の確保や維持管理費の削減に努める必要がある。

②累積欠損金比率については、該当数値なし。

③流動比率については、該当数値なし。

④企業債残高対事業規模比率については、類似団体に比べて高い比率となっている。ただし、管渠整備に伴う処理区域の拡大が概ね完了したことから、地方債の新規発行も抑制され、減少していくと見込まれる。

⑤経費回収率については、使用料対象経費を賚っていない状況にあり、汚水処理費の半分以上を元利償還金が占めていることが要因と考えられる。今後は元利償還金は減少傾向にあることから、使用料収入の確保や効率的な施設管理による経費削減に努める必要がある。

⑥汚水処理原価については、類似団体に比べて高い比率となっている。汚水処理費の半分以上を元利償還金が占めていることが要因と考えられるが、今後は減少傾向にあるため、水洗化率向上に伴う有収水量の増加や、効率的な施設管理による維持管理の経費削減に努める必要がある。

⑦施設利用率については、類似団体に比べ良好な値を示しており、今後、下水道接続件数の増加に伴い上昇していくと想定される。

⑧水洗化率については、類似団体に比べ低い比率となっている。今後は、水洗化による環境衛生面での効果、水洗化支援策などの広報周知等により、水洗化促進に一層取り組む必要がある。

2. 老朽化の状況について

下水道管渠の法定耐用年数は、一般的に50年とされている。

本町の下水道事業は供用開始から15年を経過したばかりであり、小規模な公共樹などの修繕を除き、管渠自体に関する修繕、更新等を行った実績はない。

全体総括

下水道事業は供用開始から15年を経過し、これまでに管渠延長に伴う区域拡大を優先して行ってきたが、整備が概ね完了したため、経営指標としては全体として改善されていくことが想定される。

今後は、資本費平準化債を含む地方債の新規発行の抑制に取り組み、元利償還金の負担を抑制することが必要である。

同時に、水洗化による環境衛生面での効果、水洗化支援策などの広報周知等を行うことで、使用料収入の確保に一層取り組むことが必要である。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。
 ※ 平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度			平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)
収益的収入	1 総 収 益 (A)	201,837	192,471	189,760	181,892	178,024	187,000	176,818	156,523	151,566	145,905			
		(1) 営 業 収 益 (B)	73,068	72,401	72,684	74,102	73,093	72,641	72,161	71,657	71,128	70,705		
		ア 料 金 収 入	73,068	72,401	72,684	74,102	73,093	72,641	72,161	71,657	71,128	70,705		
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)												
		ウ そ の 他												
		(2) 営 業 外 収 益	128,769	120,070	117,076	107,790	104,931	114,359	104,657	84,866	80,438	75,200		
		ア 他 会 計 繰 入 金	127,410	118,755	113,486	106,132	99,801	94,559	89,457	84,866	80,438	75,200		
	イ そ の 他	1,359	1,315	3,590	1,658	5,130	19,800	15,200						
	2 総 費 用 (D)	106,752	118,353	110,329	98,938	101,747	110,458	103,662	86,271	86,751	87,211			
		(1) 営 業 費 用	57,419	71,892	66,668	58,190	63,729	75,030	70,688	55,745	58,681	61,803		
		ア 職 員 給 与 費	9,355	22,867	13,071	13,279	13,496	13,722	13,959	14,207	14,466	14,738		
		ウ ち 退 職 手 当	891	2,114	1,270	1,278	1,288	1,299	1,310	1,320	1,331	1,342		
		イ そ の 他	48,064	49,025	53,597	44,911	50,233	61,308	56,729	41,538	44,215	47,065		
		(2) 営 業 外 費 用	49,333	46,461	43,661	40,748	38,018	35,428	32,974	30,526	28,070	25,408		
ア 支 払 利 息		49,333	46,461	43,661	40,748	38,018	35,428	32,974	30,526	28,070	25,408			
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息														
イ そ の 他														
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	95,085	74,118	79,431	82,954	76,277	76,542	73,156	70,252	64,815	58,694				
資本的収入	1 資 本 的 収 入 (F)	136,001	105,343	101,689	91,056	129,855	185,744	191,708	219,282	123,412	122,566			
		(1) 地 方 債	24,200	3,300	8,800	3,300	13,600	42,800	44,700	57,500	10,700	7,200		
		ウ ち 資 本 費 平 準 化 債												
		(2) 他 会 計 補 助 金	95,990	99,445	88,714	85,556	91,472	89,851	91,658	90,853	98,968	105,966		
		(3) 他 会 計 借 入 金												
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金												
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	12,050				14,333	50,893	53,150	68,729	11,544	7,200		
		(6) 工 事 負 担 金	3,630	2,598	4,175	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200		
	(7) そ の 他	131				8,250								
	2 資 本 的 支 出 (G)	231,222	178,015	181,744	174,792	206,132	262,286	264,864	289,534	188,227	181,260			
		(1) 建 設 改 良 費	55,732	7,021	14,006	6,915	39,257	96,789	100,917	129,157	25,270	17,347		
		ウ ち 職 員 給 与 費	16,587											
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	175,490	170,994	167,738	167,877	166,875	165,497	163,947	160,377	162,957	163,913		
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金												
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金														
(5) そ の 他														
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 95,221	△ 72,672	△ 80,055	△ 83,736	△ 76,277	△ 76,542	△ 73,156	△ 70,252	△ 64,815	△ 58,694				

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

年 度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
区 分	(決算)	(決算)	(決算)							
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	△ 136	1,446	△ 624	△ 782						
積 立 金 (K)										
前年度からの繰越金 (L)	276	140	1,586	782						
前年度繰上充用金 (M)										
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	140	1,586	962							
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)		1,500								
実 質 収 支 黒 字 (P)	140	86	782							
(N)-(O) 赤 字 (Q)										
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)										
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	71.5%	66.5%	68.2%	68%	66%	68%	66%	63%	61%	58%
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額 (R)										
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	73,068	72,401	72,684	74,102	73,093	72,641	72,161	71,657	71,128	70,705
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S)×100)										
健全化法施行令第16条により算定した 資 金 の 不 足 額 (T)										
健全化法施行規則第6条に規定する 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (U)										
健全化法施行令第17条により算定した 事 業 の 規 模 (V)										
健全化法第22条により算定した 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V)×100)										
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)										
地 方 債 残 高 (X)	2,774,603	2,606,908	2,447,970	2,283,392	2,133,317	2,023,220	1,911,973	1,801,896	1,642,440	1,478,526

○他会計繰入金

年 度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
区 分	(決算)	(決算)	(決算)							
収 益 的 収 支 分	127,410	118,755	113,486	106,132	99,801	94,559	89,457	84,867	80,428	75,179
うち基準内繰入金	127,410	118,755	113,486	106,132	99,801	94,559	89,457	84,867	80,428	75,179
うち基準外繰入金										
資 本 的 収 支 分	95,990	99,445	88,714	85,556	91,472	89,851	91,658	90,853	98,968	105,966
うち基準内繰入金	8,220	16,609	16,881	17,162	17,446	17,735	18,031	18,330	18,638	18,949
うち基準外繰入金	87,770	82,836	71,833	68,394	74,026	72,116	73,627	72,523	80,330	87,017
合 計	223,400	218,200	202,200	191,688	191,273	184,410	181,115	175,720	179,396	181,145